第四十条の四第三十四項中「第九十条の十二第三項第三号ハ」を「第九十条の十二第三項第三号ニ」に、「九十五以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十三項中「第九十条の十二第三項第三号ロ」を「第九十条の十二第三項第三号ハ」に、「九十以上九十五未満」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十二項中「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

36　法第九十条の十二第三項第三号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の四第三十一項第二号中「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第九十条の十二第三項第一号ニ」を「第九十条の十二第三項第一号ホ」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十九項中「第九十条の十二第三項第一号ハ」を「第九十条の十二第三項第一号ニ」に改め、同項第二号中「九十以上九十五未満」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第一号ハ」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項第二号中「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30　法第九十条の十二第三項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第二十六項中「第九十条の十二第二項第二号ロ」を「第九十条の十二第二項第三号ロ」に、「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第九十条の十二第二項第二号イ」を「第九十条の十二第二項第三号ロ」に、「九十五以上百未満」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項の次に次の二項を加える。

25　法第九十条の十二第二項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

26　法第九十条の十二第二項第三号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の七の見出し中「側方衝突警報装置等」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「貨物自動車」を「乗合自動車」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第九十条の十四第一項に規定する財務省令で定める自動車は、乗車定員十人以上の自動車（立席を有するものを除く。）とする。

第四十条の七第三項中「側方衝突警報装置（」、「側方衝突警報装置をいう。次項において同じ。）及び」及び「（同条第一項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第四項から第六項までを削る。

別表第七㈠の表中

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書

を

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内非課税口座等において契約不履行等事由が生じた配当等の場合の所得税徴収高計算書

と改め、「源泉徴収選択口座内配当等の額」の次に「又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」を加え、同表の備考1及び備考2を次のように改める。

1　この計算書を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合」の字句を抹消し、次のように記載すること。

⑴　「令和　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の11の４第１項に規定する源泉徴収選択口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）の交付をした年（源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月）を記載すること。